

## 裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成26年10月16日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

### 参加者等

司会者	佐々木 一 夫	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	出 口 博 章	（千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官	小 川 一 希	（千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官	築 雅 子	（千葉地方検察庁検事）
検察官	三田村 朝 子	（千葉地方検察庁検事）
弁護士	鈴 木 勝 之	（千葉県弁護士会所属）
弁護士	吉 田 要 介	（千葉県弁護士会所属）
1 番	補充裁判員経験者	男
2 番	裁判員経験者	男
3 番	補充裁判員経験者	男
4 番	裁判員経験者	女
5 番	裁判員経験者	男
6 番	（欠席）	
7 番	補充裁判員経験者	男
8 番	裁判員経験者	女

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

**【司会者】**

私は、刑事第3部で裁判長を務めております佐々木と申します。本日の司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

このように、裁判員及び補充裁判員を経験された方々にお集まりいただいて意見交換をするという会は、全国の裁判所で定期的に行われております。御承知のとおり、この制度は、平成21年5月から始まりまして、今年の5月で丸5年たったということになります。5年、10年といいますと、一つの節目というようなこともいえるかもしれませんが、この間、我々法律家は、絶えず、制度趣旨に沿ったきちんとした裁判が本当に行われているのかということを知りたがって、また、自らも問い続けてきたと思っています。

そんな私どもにとりましては、裁判員及び補充裁判員を経験された皆さん方から御意見を伺うということが何ものにも代え難いということで、この会をずっと開かせていただいているところです。ですから、本日は、是非とも忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

早速、中身の方に入りたいと思いますが、その前に、法律家が何人かここに参加させていただいておりますので、最初に、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。

まずは私からですが、私は、千葉に参りまして2年半になります。裁判長の役目を務めさせていただいて、その間、被告人の数でいうと、39人の事件を担当しました。来週からまた1件、審理を予定しておりますので、これが40人目の被告人になります。こうして数多くの事件を担当させていただいているんですけれども、先ほども言いましたように、しっかりとした裁判ができているのかということを知りたがって、自分自身で振り返るためにも、皆さんからの御意見、御感想を大きな糧にしたいと思っていますので、本日は、よろしく願いいたします。

裁判所の方からは2名、裁判官が参加をしております。

**【出口裁判官】**

右陪席裁判官の出口と申します。

私は、裁判官になって17年目になります。刑事裁判は、割と長くやっているんですけども、裁判員裁判をやるようになったのは、この4月からです。事件にして10件程度ということで、この合議体のメンバーの中では、一番経験の浅い人間ということになります。

裁判員裁判を4月から始めて、私にとってかなり衝撃的でした。法廷で見て聞いて全てを理解する審理の在り方とか、一般の方と話し合いをして一つの判断を作り上げていくという評議の在り方とか、まだまだ新鮮で勉強している途中です。

今日は、皆さんから注文も含めて率直な意見を頂いて、より良くこの裁判員裁判をやっていけるような材料にしたいと思っています。

よろしく申し上げます。

**【小川裁判官】**

左陪席裁判官の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、千葉に来てもうすぐ3年がたつところで、私も事件数を数えてみましたら、今日のテーマも密輸事件ということですけども、密輸事件を26件やりまして、否認している事件が17件ありました。

密輸事件は、外国人の事件で非常に証拠が少なく、併せて、皆さんにとっては、非常になじみも薄いんじゃないかと思っているところです。そういった特殊な場面、特殊な事件ではあるんですけども、そういう事件を経験された皆さんが、どういうふうに率直にお感じになられているのかなということを非常に興味深く思っていますので、ここで皆さんからいろんな意見を伺いまして、今後の裁判官としての実践に生かしていきたいと思っています。今日は、忌憚ない意見を頂ければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会者】**

検察庁からは、二人お見えになっておられます。

**【築検察官】**

検察官の築と申します。よろしくお願いいたします。

千葉は2年目なのですが、基本的には、公判部の副部長という立場で、実際に法廷に立つ検察官から相談を受けて、いろいろ見るという形をしております。

千葉の裁判員裁判事件に関しましては、私の方も拝見しておりまして、特に密輸事件に関しましては、分かりやすい裁判をどういうふうにするかということを中心に心掛けております。今日は、皆さんの意見をいろいろ聞いた上で、仕事に役立てたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【三田村検察官】**

同じく検察官の三田村と申します。よろしくお願いいたします。

私は、検事になって今9年目に入ったところなんですけれども、裁判員制度が導入されてからここ数年、どちらかというところだと裁判員裁判などの公判よりも、その裁判にかけるまでの捜査の方を担当している期間の方が長かったこともあって、裁判員裁判の公判の経験数は、少ない方だと思います。

本日のテーマの密輸事件につきましても、先日1件、裁判員裁判の公判をやらせていただいたんですが、まだまだこれからたくさん事件が控えておりますので、今日、皆さんから伺う意見をまた参考にさせていただいて、今後の執務に役立てていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

**【司会者】**

弁護士会からも、お二人来ていただいています。

**【鈴木弁護士】**

弁護士の鈴木と申します。

私は、弁護士になって8年ほどたつんじゃないかと思うんですが、その間に、裁判員は、被告人の弁護ということで6件ほど経験をしたと思います。

こういう場に参加するのは初めてですが、実際に裁判員を経験された方がどういう感想を持たれたかということに関心を持っているので、参加をさせていただきました。

本日は、よろしく申し上げます。

#### 【吉田弁護士】

弁護士の吉田といいます。

私は、弁護士になってから6年目で、裁判員の事件としては、通常の被告人の弁護人として3件、被害者参加人として被害者側として1件、経験しております。

隣にいる鈴木弁護士も私も、松戸支部という千葉県東葛地域6市が入っているところの管轄なので、基本的にそこでは裁判員裁判をやっていなくて、そこでの事件が千葉で審理されるという関係があるので、どちらかという、松戸の方でやっている弁護士は、裁判員裁判の経験が少なかったり、また、今回の密輸の事件というのは、成田空港で捕まる方がもう圧倒的なので、基本的に私たち二人とも経験したことはないんですけれども、逆に、その経験していないという立場で、法律家の立場から、皆さんの忌憚ない御意見を伺いながら、争点や分かりやすい審理について理解を深めていけたらなと思っております。

よろしく願いいたします。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、続いて経験者の皆様方からお願いいたします。本日お集まりいただきましたのは、どの方も覚せい剤の密輸事件で、しかも、被告人が事実関係を争っている、そういう事件を担当されておられます。

まず、裁判員、補充裁判員を務められた全体的な感想を一言申し上げます。

併せて、御自分が候補者になってどんな事件を担当することになるのかなという

のは、実際に裁判所に来られるまでお分かりにならなかったんだろうと思うんです。裁判所へ来て初めて、覚せい剤の密輸事件をやるということがお分かりになったんだろうと思います。

その時に、そのことが分かってどんなふうに思われたのか、感想を持たれたのかということも併せて、一言ずつ御挨拶いただければというふうに思います。

それでは、番号順で、1番の方からお願いできますか。

### 【1番】

不運な1番を当てちゃいました。千葉県柏市から参りました。今年、71歳になります。職業はありません。たまたまですけれども、成田空港の案内とかのボランティアに週に何回か行っている程度であります。

全体的な感想ということでしたが、細かいことはまた後で聞かれるかもしれないんですけれども、参加しましたのは、今年の5月の麻薬密輸事件でありまして、外国人が被告人でした。刑事事件の中でも、よくラジオ・テレビドラマなんかでやるような感じと難しさがちょっと違っていて、少し戸惑いがありました。特に通訳を介しているということがありましたので、多少まどろっこしく思うこともありましたし、被告に対して不利、有利という点で、なかなかフェアな裁判ができたかどうか、素人ながら心配しておりました。

また後で話します。

### 【司会者】

初日、来られた時に、今回の事件は密輸の事件ですというようなアナウンスがあったと思うんですけれども、その時に何か御感想などを持たれたことがあれば、併せてお伺いできればと思うんですけれども、いかがですか。

### 【1番】

取りあえず、興味深い、面白いなというのが、端的な第一印象ですね。それだけに、ちょっと筋書が分からなくて、結論が先入観として何もなかったもんですから、かえって良かったと思います。

**【司会者】**

ありがとうございました。

では、続いて2番の方、お願いいたします。

**【2番】**

千葉市内で病院の薬剤師をしています。34歳です。

全体的な印象なんですけれども、普段、法律というのは、余り関わりがないことなので、本当に聞くこと見ることが初めてで、毎日、緊張と、一日終わった後は、もうすごい疲労感があったのを覚えています。

あと、密輸事件と聞いて感じたことなんですけれども、そうなんだ、というただそれだけの印象で、成田空港も近いということもあって、こういう事件が多いのかなというのを思いました。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

それでは、3番の方、お願いします。

**【3番】**

私は、船橋から来ました。65歳になります。会社をもう退職しまして、今、契約社員として1年、来年の3月までという契約で働いております。

被告人は、外国人でドイツ人でした。最初に来た時にこの麻薬の関係だということを聞きまして、当然日本人だと思っていたんですね。ところが、外国人という話を聞きまして。日程が八日間ということで、最初は結構長いもんだなと思いましたが、被告人が外国人であると聞いて、その理由がすぐに理解できました。外国人で通訳が入って、その倍の時間掛かるのかなと、そういう感じがしました。そうしたら、案の定、そのとおりになりました。

被告人は、無罪を一方的に主張してしまっていて、ちょっと素直な被告人じゃなかったんです。年齢も、六十歳近いんですね。当初、見た時に、どうもちょっとひとくせあるのかなという印象を受けました。終始無罪を主張していましたが、懲

役11年の400万という量刑になりました。もっと早く認めたら、減刑されるのかなと、私は、勝手にそう思いましたけれども、最後まで無罪ということで、時には何か騒ぎ立てたり、そういう裁判ってやっぱりあるのかなと思って、みんな素直じゃないんだなというような印象でした。

テレビやドラマなんかをいろいろ見ますと、被告人ってそんなに騒いでいる雰囲気ってしなかったんですけれども。裁判の中では、常習だなんて話もありました。ということは、有罪になればこれくらいになるんだなというのは、本人も大体量刑がもう分かっているのかなというような感じで見えていましたけれども。

負担感って声がありますけれども、私としては、この裁判においては、ほとんど負担感はありませんでした。

**【司会者】**

それは、また最後の方で。

**【3番】**

全体的な感想で、はい、分かりました。取りあえず、以上です。

**【司会者】**

では、後ほどよろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、4番の方、お願いいたします。

**【4番】**

千葉県八千代市から参りました。

私は、子供、小学生が二人おりまして、勤めの方は、今はもう主婦になってしまっているんですが、長く銀行の方で外国為替とかそういうのをやらせてもらっていました。それで、やはり仕事をしていると、お休みだけが楽しみなもので、海外旅行だけが独身時代、非常に楽しみだったんです。この事件の被告人は、普通の主婦で、非常に人柄が善い様子で、私の想像では、出てくる方はもっと悪いというイメージを持っていたんですけれども、そうしたら、本当に一般の主婦という方が増えているってことをやっぱり新聞とかで拝見して分かりまして。その方も非常に気の

毒な感じで、だまされてしまったのかなというのが気になったところでありまして。

初めてこの事件に関わると聞いた時に、身近に覚せい剤というものがテレビでしかなかったもので、ちょっと怖いような印象を受けました。私のような者がそういうものに参加して大丈夫なのかしらというのもありましたし、やはり素人ですので、きちんとできるんだろうかという不安を持って、緊張感を持って最後の方まで。期間は、五日ぐらいでしたけれども、やはり家事のこともあるし、久々に電車に乗りますし、ふらふらしながら終えた感じでした。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、5番の方、お願いします。

#### 【5番】

会社員をやっております。

私の方で全体的な感想を一言ということなんですけれども、大変良い経験をさせていただいたというのが、率直な意見としてあります。やはり、報道であったり、テレビのドラマとかで拝見させていただくような立場に実際になるというのも、なかなか貴重な経験だったものですから、本当にそういった意味では、良い経験だったというのが正直なところですね。

担当する事件が覚せい剤の密輸事件であるということを知った時なんですけれども、こういった事件というのも結構裁判員裁判でやられるんだなというのが、ちょっと正直なところですね。

呼ばれるまで、殺人事件だったりとか、そういった厳しい事件を担当するのが裁判員裁判というふうに認識していた部分もあったものですから、そういった意味でいうと、気持ちというか、ストレス的なところも軽減されたのかなというところがありました。

ただ、やっぱり話を聞いていくと、成田というところで、この事件が多いんだなというところは、納得もできましたし、そういったところが感じられたところでした。

ね。

**【司会者】**

どうもありがとうございました。

では、続いて7番の方、お願いします。

**【7番】**

今、言われました成田に住んでおります。

同じく覚せい剤の公判だったんですけれども、一言、検察官に言いたかったのは、その時に出た検察官の方、女性だったんですけれども、非常に態度が悪かった。公判にいた人は、みんな思ったんじゃないかなと思うくらい。「ちえっ。」とか、「まあいいや。」とか、こういうことを発せられるんですね。非常に心情として良くないと思いますので、気を付けていただきたいと思います。よろしく。

**【司会者】**

検察官に対する全体的な感想という意味で、どうもありがとうございました。

では、8番の方、お願いします。

**【8番】**

成田から来ました。66歳で、孫を育てております。定年まで地方公務員でおりました。退職してから、本当に家の中にこもって子供を育てておりますので、家族が「良い勉強になる、良い経験になるから、是非行ってきなさい。」と、みんなが後押しをしてくれて、それで、何とか務めさせていただきました。

全てが勉強で、とにかくこの人たちに早く慣れたいと思っていましたけれども、慣れる頃には、もう終わるということで、あっという間の六日間でした。とにかく全てが新鮮、しかも、緊張の連続で大変疲れましたけれども、裁判官さんと裁判長さんが休憩の時に面白いお話をしてくださったりして、すごく打ち解けた雰囲気を作ってくださいましたので、とても助かりました。

息子が成田空港に勤めておりますので、非常に興味と関心を持って参加させていただきました。ありがとうございました。

## 【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、もう少し具体的な話に入っていきたいと思います。

皆さんからお話がありましたように、どの方も事実関係に争いがある事件、いわゆる否認事件に参加をされたということです。

そこで、まず、この裁判では一体何が争われているんだろうかと、何が問題になっているんだろうか、自分たちは何を判断しなければいけないんだろうかということが、きちんと早い段階で御理解いただけたのかどうかというところが、お伺いしたい1点目ということになります。

手続としては、法律的な用語で申し訳ないんですけども、冒頭陳述とって、法廷での手続の最初の場面で、検察官や弁護人がそれぞれの立場から、この事件について具体的な内容を説明するという手続があったかと思います。

そういった検察官や弁護人の説明を聞いて、この事件の問題点はここなんだな、ここが争いになっているんだなということがお分かりいただけたのかどうか、その説明が分かりやすかったのか、あるいは、何だかよく分からないところがあったというような御感想なのか、その辺りをお伺いしたいというふうに思います。

併せて、休廷時間になったりすると、多分、裁判官にお尋ねになった向きもあるかもしれませんし、裁判官の方から何か説明があったかもしれません。そういった裁判官からの説明などについても、何か御感想や感じられたことがあればと思います。

どなたからでも結構ですけども、いかがでしょうか。

1番さん、どうぞ。

## 【1番】

冒頭陳述と争点ですけども、私の参加したトライアルでは、7割方理解できたというのが初日の話です。

難しかったのは、二つありまして、一つは、私の参加したトライアルでは、一度

前に類似の犯罪を犯して、判決も下って、刑に服していたんですね。2回目、同じような類似の問題点が後で発見されて、裁判に持ち込まれたということです。前の因果関係の、量刑を含めたいきさつを理解するのに時間が掛かりました。

それから、2番目の意見なんですけれども、正直に申し上げまして、検察側の方の資料、提出したものは分かりやすかったんですけれども、弁護側の方は争点に対して証拠、反論となるものが余りにも少なかった、最初から勝負が決まっていたような、そういう冒頭陳述でした。国選弁護人ということで、結構年配の方だったんですけれども、ほとんど争点にならない内容だったような気がいたします。むしろ、私たち裁判員の方は、少し弁護側の方のスタンスから見るような、全体の会議の中でそういう雰囲気になってしまったような感じがします。理由は、資料が足りなかったということですね。

**【司会者】**

弁護側の資料がというお話だったんですけれども、冒頭陳述で一番最初に弁護側が事件の内容を説明した時のその中身が、余り資料がなさそうだな、証拠がなさそうだなというような、そういう印象を持たれたということになるんですかね。

**【1番】**

もう少し忌憚のないところでまっすぐ言いますと、弁護側からのものは、事務処理的な扱いの印象がありましたね。

**【司会者】**

冒頭陳述の内容についてということなんですかね。事務的なふうに感じたということですか。はい、分かりました。ありがとうございます。

ほかの方、いかがでしょうか。どうぞ。

**【5番】**

争点の方なんですけれども、争点に関しては、覚せい剤を持っていた、あったという事実があったんで、ただそれに対して、本人が持っていたということを知っていたか、知らなかったかということで、分かりやすかったですね。ただ、私の方で

担当させていただいたものに関しては、結構いろんな登場人物が出てきて、その初日の説明の際は、特に資料とかというのはなくて、多分二日目以降に提示していただいたんですけれども、いろんな方の名前とかが出てきたりして、その人物というのがどういった関係の者かというのが、初日で理解するのがなかなか難しかったなというところがありました。

二日目以降に、その登場人物とのやりとり等々を含めた資料等を提出いただきましたので、それをもって、この事件についてどういうふうに判断するかという参考になったというのは、大いにあったという感じです。

**【司会者】**

どうもありがとうございます。

今のお話の中で、人物がたくさん出てくると頭が整理できないという点が一つあったと思うんですけれども、その前におっしゃった問題点として、被告人が覚せい剤が自分の荷物の中に入っているかどうかを分かっていたかどうか争点なんだということですが、そこはすっと理解できましたか。法律的には少し難しいところだというふうにいわれている部分だったりするんですけれども。

**【5番】**

そうですね。被告人自体が否定しているという大前提があったものですから、それに対して検察の方々がそれは知っていたんじゃないかと言っている。その二者択一と言ったらおかしいですけれども、イエスかノーかという話だったので、そういった意味では、分かりやすかったと思っています。

**【司会者】**

分かりました。どうもありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。

**【3番】**

私は、裁判員裁判の制度は初めての参加なので、果たしてどういうものかなという手探りの状態だったんですね。それで、検察側、弁護側から資料を出してもらっ

て、事前に裁判官の方からある程度の説明はありました。その中で、さっき事務的と言ったけれども、ああいう事務的なものから入っていかないと、私ら分からないですよ、いきなり資料をもらっても、どういう事件だと言っても。そういう意味で、証拠があって、順序を立ててこうなっていますよという話を一応聞いて、それにならって、私らも順序よく、冒頭陳述ですか、これをやっていったので、素直に入っていきやすかったというか。私の個人的な意見としては、そんな印象を持ちました。

とにかくどういうものかというのが、何も分からないですからね。どういう始まりというか、内容がどういうふうに進んでいくのかなという興味はありましたけれども。やっぱり資料に基づいて見ていくと、なるほどこういう形かなと。それで、証拠もそれなりに提示しますよ、検察側からもこういったものがありますよと、お互いに丁丁発止でやっていくわけなんですけれども、私は、それで十分、左見て、右見てという感じで、中には被告人を見ながらという感じで、争点のところについては十分理解ができました。

**【司会者】**

御担当された事件、これは木製の置物の中に隠して入っていたんですね。その中に隠されているということ、被告人が知っていたかどうか大きな問題点になった。

**【3番】**

そうですね。裁判が進む中で、知っていたな、というのを感じましたね。

いろいろやる中で。

**【司会者】**

それがこっち見たり、あっち見たりというふうに。

**【3番】**

ええ、こっち見て、あっち見て。最初は、弁護側の言うとおりでなと思ったり、検事側が言う、なるほど、検事側から言う、そういうことか、知っていたのかなとか、いろんな形で。それで、証拠物件もちゃんと私らの評議室に持ってきて、

覚せい剤から全部、見せてくれたんですよ。私も持ってみたりキャリーバッグを引っ張ってみたり、いろいろやってみましたけれども、普通の旅行者じゃこれは使わないな、重過ぎるなとか、いろいろ疑惑が。そこで謎が解けていくという感じがしました。

【司会者】

証拠の中身のことについては、またちょっと後で伺おうと思うんですけども、そうすると、そういうその前の段階で、問題点というのは両方から説明があって、理解した上で、そういう証拠や何かをきちんと吟味できたということになるんですかね。

【3番】

そうです。私は、非常に良かったですね。

【司会者】

どうもありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。今の点についてなんですけれども。

【4番】

5番の方がお話しされていたようなこととちょっと似ているんですけども、やはり私の裁判の場合も、その被告人の他に何名も外国人の方が出てきました。その人物が、もしかしたら、ある人とある人が同じ人物ではないかとか、みんなが間違ってしまうような、疑うような感じの内容だったんです。誰が誰なのかとか、もしかすると、この人たちは同一人物ではないかというような、ちょっと細かいところがあつたんですけども、説明と資料の提出がきちんとされていましたし、説明もありましたので、よく分かりました。

【司会者】

4番さんの事件では、先ほど少しお話がありましたけれども、被告人が少し気の毒だったということだったんですけども。

それは、手続の最初の段階から、こういう点があるんですよという提示があつた

んですか。

【4番】

ちょっと記憶が定かではないんですが、書き取ったものは全部置いて帰りましたので。余り最初から細かいことまではなかったと思います。

翌日ですかね。詳しいことがいろいろ分かってきたのは。

【司会者】

最初の段階では、余りそういう問題があるというような意識はなかったということですか。

【4番】

ただ、被告人を法廷で見て、ちょっとあれかなという感じですけども。

【司会者】

どうもありがとうございます。

他の方、いかがですか。まだ御発言されていない方。

【2番】

僕も、4番さんや5番さんと同じような事件でして、争点に関しては、特に何も問題なく、裁判官の方がすごく詳しく説明をしてくれましたので、すんなりと入ってきました。考え方もですね。

ただ、事実を順序どおり話してくれてはいるんですけども、やっぱり情報が多過ぎて、4番の方と同じように、この人とこの人は同じ人なんじゃないかということももちろんありました。日本語じゃないので、どういうことを言っているのかわか、訳しただけでは本当に分かりづらくて、そういうのを理解していくのがちょっと難しかったです。

【司会者】

今、裁判官からの説明もあってというお話だったんですが、裁判官からどういう場面でどんな説明があったのか、何か覚えておられますか。

【2番】

余り記憶は定かでないんですけれども、そんなに苦労した覚えはないので、今回の争点はこれですということだけではなくて、法律の中ではこういう考え方をするというような話を何度もしてくれたと記憶しています。

【司会者】

それは、この事件でいうと、例えば、単に薬物を持ってきただけではなくて、それを知っていないと、それが分かっていないと、そもそも罪にならないんですよと、法律はそうなっているんですよと、そんなような説明ですかね。

【2番】

はい、ありました。

【司会者】

そういうことを、結構繰り返し裁判官から説明があったということですか。それを知らなかったと言っているのです、そこが問題なんだという話でしょうかね。

【2番】

一番重要なところでもあると思うので、それは結構時間をとって話をしてくれました。

【司会者】

分かりました。どうもありがとうございます。

7番さん、あるいは8番さん、いかがですか。

【7番】

今、お話に出てきましたけれども、やはり登場人物が、私のときは四、五人出てきて、実際、被告人として出てきた人も外国人で、全て外国人だったので、通訳でかなり時間をとったという感じはありましたね。我々、日本人が聞いていても、ちょっとおかしいと感じる訳もたまにありましたけれどもね。訳しているのが女性の方だったんですけれども、この人、日本語をちゃんと分かっているのかなと思うくらい、ちょっとおかしい訳し方もあったと思います。

最初、いろいろと裁判長からお話しいただいて、どういう争点になっているのか、

とにかく簡単にまとめていただいて、争点は、この2点だよということで。要するに、バックグラウンドをあんまり我々が知ってもしょうがないので。何を争っているのかということをよく説明していただいて、我々もいろいろと参考になりました。

【司会者】

ちょっと意地悪な聞き方をします。それは、裁判官が説明してくれたから、ようやくそしゃくできたのか、あるいは、検察官、弁護人の言っていることを聞いて、なるほど、ここが問題だなというふうに自然にお分かりいただけなのか。

【7番】

検察側と弁護側、先ほど言いましたように、検察が一番態度が悪かったと。それで、弁護人の方も、これも先ほど言いましたように国選弁護人だったんですけれども、言っちゃなんですけれども、どうでもいいやというような、本当に真剣になってやっておられるのかなということもちょっと感じました。要するに、争点は一応分かるように公判でもありましたし、また、かみ砕いて裁判長からも説明がありまして、これはこういうことを争っているんだよということで、それで我々もいろいろとお話しして、こうなんだということで、理解できたということです。

【司会者】

はい、分かりました。どうもありがとうございます。

8番の方、いかがですか。

【8番】

検察官と弁護人の冒頭陳述が終わった時点で、争点は何なのかということは、はっきり言って、まだ私自身分からなかったです。ただ、もう無我夢中で聞いて、メモしてというそれだけで、検察官が言っていることに、なるほどと思い、今度、国選弁護人が言っていることも、またなるほどって感じで、もうその陳述の後には、ただもう聞いてメモするだけで終わってしまいました。まだ争点までは、考えが行きませんでした。

【司会者】

でも、多分、検察官も弁護人も、その説明をしている中で、この事件の争点は、というようなフレーズが入っていると思うんですよね。だけれども、それ以上にいろんなことがばあっと一度に情報として入ってくるので、それが終わった段階で問題点が何かというのを自分で理解するのはなかなか難しかったということですね。

**【8番】**

整理する余裕がありませんでしたね。

**【司会者】**

なるほど、分かりました。どうもありがとうございます。

一通り、皆さんからお伺いをしたところではありますけれども、参加しておられる検察官とか弁護人、裁判官から、争点の把握という点について何か御質問とかございますか。

**【出口裁判官】**

冒頭陳述は、証拠調べの初めに、証拠調べを分かりやすくするための導入として行われるもので、本来、後で裁判官から説明を受けて初めて分かるということは、あってはいけないことなんです。メモがお手元に配られると思うんですけれども、かなり文字の量も多くて、たくさんの情報が盛り込まれていたと思います。情報をあえて切り落として、もうちょっとすっきりさせたものでやってくれたらいいんじゃないかなと思うんですけれども、これを初めに聞いておられて、全部消化し切れませんでしたでしょうか。全部理解できたでしょうか。分かりにくかったとすれば、やり方に何か工夫の余地があるのかどうかという点はどうでしょうか。

**【司会者】**

事件によっては、A4の用紙1枚で済んでいる事件もあるでしょうし、A3って大きい用紙にたくさん文字が入っているような書面の事件の方もいらっしゃると思うんですよね。

**【3番】**

私は、先ほども言ったように、とにかく何も分からないということで、やっぱり

書いてあるものがよく知りたかったんですよ。話を聞いても何かちょっと分からないから。このメモを見ながら順序立てて聞いていく中で、理解ができたということ。私は、もうちょっと説明というか、証拠というか、そういったものが、本来ならあってもいいのかなと思います。

それで、裁判が始まった時に、書いてある以外のことでも出てくるんです。また、それ以外の証拠だと、「また新たな証拠を提出します。」なんてやっていました。それは、話の中で当然出てくるんだと思うんですけども。その中で、言っているところがあるんだったら、もうちょっとここに載せてもいいのかな、なんていうのがちょっと感じました。それは、弁護人の方から、弁護人の陳述で話を聞いた時に、あれ、ここ、そういうのもあるの、という感じで。

**【出口裁判官】**

メモにいっぱいいろんなことが書いてあり過ぎて、よく分からないとか、そんなふうではありませんか。

**【3番】**

でも、そんなにいっぱい書いてあり過ぎたなんて印象はなかったですよ。

**【司会者】**

もしかしたら、人によって感じ方が違うと思うんですけども、8番の方は、どちらかという、情報量が多すぎたというイメージなんですね。消化し切れなかったと。

同じような印象を持たれた方は、いらっしゃいますか。

3番の方は、メモはあった方がいいし、こういうものもむしろ書面に入っているもよかったんじゃないかなというのが、後の証拠の方を見ているとあったよという御指摘でした。8番の方は、むしろ両方ともたくさんの方がいきなり出てきているので、なかなか消化するのが大変だったと。

皆さん方の印象としては、どちらでしょうかね。

**【7番】**

私の裁判の場合は、検察側がA3の用紙に争点、それとどういう経緯、全部箇条書きで書いてありまして、それに対する答えというか、それと同じようなものを弁護側が作ってきまして、検察側が1番を言ったら、弁護側は、いや、1番はこういうことだと、その同じ番号でずっとやっていきましたので、説明としてすごく分かりやすかったと思う。

【3番】

私も、そういう印象があります。

【司会者】

双方の言っていることがうまく項目的にも並んでいたんですね。

【7番】

そうです。合致していますから、両方を見ながらやっていきましたので、分かりやすく説明できたと思う。

【司会者】

他の方がいかがですか。何かそういう印象が残っておられるのであれば、最初の冒頭陳述の部分で。いかがですかね。

【5番】

私の方も、検察官の方が多分A3の用紙で資料を作っていたと思うんですけども、その一つのテーマに対して、ここの何が問題なのかということの一つ一つ丁寧に説明をしていただいたんですね。ここに関しては、この点が問題なんですよ的なものを明確にさせていただいたので、全てを読み上げた上で、全体的にこうというわけではなくて、この点についてこうだ、次にここについてはこういったことが問題になっていますという説明が、順序立てて行われたので、とても分かりやすかったですね。

それに対しては、やっぱり弁護士の方も同じような形で、ここに対してはこういった意見がありますよという形で説明していたので、分かりやすかったのかなという感じはありました。

### 【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の話題に移りたいと思います。

もう、少しお話に出てきてしまっていますが、実際の証拠調べですね。証拠の内容を法廷で見たり聞いたりするという場面のところです。証拠といっても、御承知のとおり、証拠の書類であったり、あるいは写真や図面であったりということもありますし、証人とか被告人が法廷で話をするという、これも証拠だというふうに位置付けられています。

そういった証拠調べの中で、分かりにくかったところとか、あるいは退屈であったようなところ、どうしてこんなことをやっているんだろうなというふうに疑問に思ったようなことというんですかね。そういうことも含めてですけども、もしありましたら、お伺いしたいということと、特に証人や被告人の話について、検察官や弁護人の聞き方ですよ、質問の仕方や何かとも関係してくると思うんですけども、分かりにくかったようなところがなかったかどうかをお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

一つテーマを提供させていただくと、多分、全員の方が税関検査の時の被告人の様子というのが問題になって、税関の職員が証言をしていたんだろうと思うんです。そういう税関検査の時の様子についての証拠だとか証言というのは、何のためにそういうことを証拠として調べているのかなとか、そこでやりとりしていることがきちんと理解していただけたのかなというところが、一つテーマとしてあると思うんですけども、いかがですか。

### 【3番】

そういうのは、もう、予備知識的なものを刑事ドラマでも何でもさんざんやっていますよね。ごみ箱から拾ってきて「証拠だ、証拠だ。」と、証拠主義というか。そういうイメージの方があったもので、先ほど言った証人がいろんな言ったことで証拠として調べているんだという。もう十分理解できますよね。だって、あれがなき

や立証できないわけですから。

【司会者】

何か立証するために、これは、証人を呼んできて聞いているんだってことも、ちゃんと分かった上で聞いていただけたということですか。

【3番】

ええ。また、いろんなそういう証人が出てきたりして、逆に興味深かったですよ。船橋の警察署からも来たり、また、こっちの成田に出向している警察官、そういった人のお話だとか、そういう様々な証人の話が聞けたり。私は、十分理解できました。

【司会者】

3番さんの事件では、鑑定人が証言に立ったということですね。

【3番】

鑑定人も証人で来ましたね。正確に訳されているかどうかという鑑定で来ていましたね。

【司会者】

通訳の正確性が問題になって、本当に正確に訳されているかどうかという鑑定をした人がいるんですね。

【3番】

先ほど何か通訳がおかしいんじゃないかという話があったみたいだったけれども、ドイツ語専門の通訳の人の通訳が正しいかどうかを鑑定人が鑑定したのですが、正しいという結論でしたね。私は、ドイツ語が分かりませんから。

【司会者】

鑑定人に対する質問とかやりとりというのは、よく分かりましたか。難しくなかったですか。

【3番】

内容がどうのというのは、分かりませんが、正しく通訳されているという

ことと、やっぱり被告人にもきちんとそういう話ができているという。ただ、被告人は、ちょっと騒いじゃったりして、何か話をはぐらかしたりして、まずい面もありましたけれども。

【司会者】

そこの印象がやっぱり強いんですね。

【3番】

強かったですね。

【司会者】

はい、ありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。証拠調べ全般の中でということですが、分かりやすかった、あるいは分かりにくかったというところですが。

【7番】

私の時は、やっぱり成田空港で捕まって、証人として税関の方、二人がお見えになりました。私ども裁判員で、あの人のくらい話せるのかなという話になりました。直接、裁判長からその税関の方に、「申し訳ないけれども、あなた、英語のスキル、どのくらいありますか。」と質問したんです。そうしたら、「英検2級、TOEIC670点」と言いました。ちょっと厳しいかなというような顔をしていましたけれども、複雑な話になったら、ちゃんと担当の方が来て話されるみたいですが。ちょっとその辺の通訳も、ちゃんと通訳されているのかなという疑問も、最初は、ちょっとありました。

【司会者】

7番さんの事件では、共犯者が出てきて証言をしたということですよ。

【7番】

共犯者が証言しました。まだ名前を覚えていますけれども。

【司会者】

その共犯者も問題になっている覚せい剤を隠して持ってきたということを否認し

ていたんですか。

【7番】

そうです。二人とももちろん否認していますね。検察官としては、もう成田空港で調書をとっているわけです。その時は、スペイン語でとったみたいですけどもね。ちゃんと調書をとっているわけです。それで、検察官は、その調書を見ながら、被告人、証人と会っていますから、そこでいろいろ質問するんですけども、全く調書と違うことを言うんですよ。だから、検察官の心情としては、分かります。先ほど私が言ったように、態度が悪かったのは、心情としては分かりますけども。だけれども、全くその調書と違うことを、やっぱり無罪になりたいから「いや。私は、知りません。やっていません。」と言う。「それは、知らない。」とか言うだけなんです。

【司会者】

被告人が知っていたかどうかということが問題になっている裁判の中で、証人で来た人が、「私も知りませんでした。」というふうに証言をしているということですね。

【7番】

そうです。二人ともお互いを知らないで通すんですね。

【司会者】

どうですか。お聞きになっていて、それで有罪、無罪の判断を後でしていくわけですよ。

【7番】

だけれども、成田空港では、税関のその方に捕まって、エックス線検査など、ありったけの検査とかを全部して、もう入っているのは分かっている、もう持ってきたというのは、完全に分かっているわけですので。本人たちは、二人とも「自分たちは、知らない。この荷物は、ただ預かっただけ。」というようなことで、自分たちは知らないという一点張りだったんですね。

【司会者】

検察が用意した証人が、結局、有罪の証人にはならないわけですよ。

【7番】

ならなかったですね、自分は知らなかったというんで。いろいろありましたけれども。

【司会者】

結局、その証人についても、知っていたかどうかということ判断したということですよ。

【7番】

そうです。だからもう、いろんなバックグラウンドがあって、それをずっと説明されているんですけども、ちょっとその辺をあんまり考えると、頭がこんがらがってしまうんで、それは要するに運んできたということで、これはもう間違いないな、二人で共犯で持ってきたんだなということ。

【司会者】

他の証拠から、有罪かどうかというのを判断するんでしょうけれどもね。どうもありがとうございます。

他の方は、いかがでしょうか。

1番の方の事件も、共犯者が出てきて証言をしたということですね。

【1番】

私のケースでは、被告人が荷受人、要するにレシーバーですね。空港に行って、運び屋から受け取るという。したがって、現行犯逮捕じゃなくて、状況証拠が多かったんですね。争点とか、証拠調べというテーマですから、その部分で話をしますと、最初の早い時期から有罪だなという感じがしました。

それは、検察側の資料の中で、自分のアジトのソファとかいろんなところから薬物反応が出た。しかも、その預かった薬物と同じタイプのもの。これは、科研か何かで調べたんですかね。これは精度の高い証拠だと思います。

もう一つは、メールのやりとりですね。これは、運び屋とレシーバーの方の何人かとのメールのやりとり。これも固有名詞とか、あるいは名前とか、こういうものが頻繁に出てきたもので、流れを追いますと、状況証拠ではありますけれども、これで印象を裁判員全員が得たと思います。

したがって、その後は、量刑の問題ですとか、内容について、被告人の有利になるものはないのかどうかというようなことも、通訳の能力いかんとか、被告人が真摯な態度かどうかとか、こういうもので相当その内容が動くなという感じがしましたね。

私のところでは、幸いといいますか、被告人にとっては幸いだと思うんですけども、ベテランの日本人の方で、通訳も聞いている範囲ではしっかりしていたような感じがします。英語なら分かるんですけども、スペイン語ですから分からないながら、応答、それから、すかさずの質問のやりとりでタイミングよく、ほとんど同時通訳に近いような形でできましたので、これは大したものだなと。そういうハンディはなかったですね。

逆に、もしそれが余りプレジャーじゃない人が担当した場合は、どうなるのかと。同じ犯罪が内容、量的にも相当振れ幅が振れるだろうというような感じを受けました。通訳の能力の問題ですね。

#### 【司会者】

ありがとうございます。

通訳人がどういう人なのかということも、判断する側からすると、ある程度影響を受けるのではないかというような御指摘だったかと思います。

今、メールのやりとりという話が出てきましたけれども、2番さんの事件とか、あるいは5番さんの事件で、メールのやりとりの証拠が出ているようなんですけども、その証拠の出し方というんですか、あるいは量も含めてでも結構なんですけれども、難儀だったのか、あるいは分かりやすかったのか、その辺どんな印象をお持ちですか。2番さんからお願いしていいですか。

【2番】

やっぱり本人たちには分からないような文章で書いてくるので、それをまた日本語として理解するというのは、自分で証拠を聞いてそれで判断するのは、やっぱり難しかったんですけども、その後に、裁判員の皆さんと裁判官と話をして、そこでようやく理解ができたというような。

【司会者】

量も結構多かったですか。

【2番】

そうですね。多いのもありましたし、そのメールの件数も結構あったと思います。その内容がどのことを言っているのかということもそうですね。

【司会者】

難しかったということですかね。はい、ありがとうございます。

5番さん、いかがですか。

【5番】

メールの証拠というか内容は、やっぱり結構量がありまして、先ほどのお話にもあったように、その中にも登場人物が何名か出てきたりだとか、あと、いろんなところを渡航していたりという話が出てきたりとか、それを時系列にまとめるのが結構複雑だったのかなというところが正直なところですね。

ただ、それを書面で証拠として頂いた上で、被告人の方が法廷で述べている内容と、その整合性をとっていった時に、ちょっとやっぱり違和感があるかなというところに気付けたというところもありましたので、そのメールも証拠として十分かどうか、そこら辺になってくるのかなというのが正直なところありましたね。

先ほどの話だと、空港の方の証言とかというのもありましたけれども、そういう意味でいうと、私の担当した事件では、その証言でもって、被告人が知っていたか、知らなかったとかいう判断をするほどの材料にならなかったというのが結果としてありましたね。さっき、多分7番さんも言っていたように、税関の職員の方の英語

の不得意、得意とかというような話もありましたし、多分私たちの方では、参考という形だったかなって感じでした。

【司会者】

そうすると、先ほどの2番さんと同じように、やっぱりメールは、結構量があって、それを証拠ではどんと出てくるんだけど、結局、裁判官、裁判員の皆さんの中でそれを時系列でまとめ直したりということ、実際、評議の中でされたということなんですか。

【5番】

そうですね。お互いの関係性はどういうふうになっているんだとあって、本当にホワイトボードにみんなで書きながらという形でやらせていただいたので。

【司会者】

そこは、当事者、検察官の方が、例えば、論告でそういう整理をしたりということとはなかったということになるんですかね。

【5番】

そういう意味でいうと、書類として頂いたのは、全部のメールを頂くようにという形で、裁判長の方がお伝えしたので、全部出しているかと思うんですけども、このメールのやりとりの見方については、検察官の見方としてはこういったもので、ほかのメールのやりとりに関しては、弁護士の方の意見としてこういった見方ができるんじゃないかってお話はありましたね。それに対して、被告人の方の説明されている内容と照らし合わせてという形で。

【司会者】

分かりました。どうもありがとうございます。

8番の方の事件では、被告人の身内の人が証人として出てこられていたんですかね。何か御感想ございますか。

【8番】

理解することはできました。結構分かりやすかったですね。奥さんの受け答えも

はっきりしていて、割合、検察官のおっしゃっていたことと合致していた点が多かったのも、そんなうそじゃないのかな。信憑性、真実性というのか、そういうのは、あったような気がしました。奥さんの証言には。

【司会者】

ありがとうございます。

(休憩)

【司会者】

ちょっと中途半端なところになりましたけれども、証拠調べをしてということで、先ほども最初の方で言いましたけれども、皆さん方が今回担当された事件というのは、被告人が知っていたかどうかというような、人の頭の中のことについて、はた目から認定する、推認するというような、ある意味少し難しい判断だというふうに思うんですけれども、そういったことがきちんと判断できたのかどうか、難しくなかったのかどうか、全般ですね。

そういう判断をするに当たって、検察官や弁護人のこういったところ、あるいはこういう証拠というのはすごく良かったんだ、あるいは悪かったんだという話になるのか。あるいは、裁判官からこういう説明もあったので、そういう判断がきちっとできたんだというような御感想をお持ちなのか、結局、全般的な話になってしまいますけれども、どういうふうに御感想をお持ちかなというところをお伺いしたいと思うんですけれども、いかがでしょうかね。

4番の方の事件で、本人の気の毒な事情の影響があったかどうかというような、結構難しい判断かなと思うんですけれども、いかがですか。

【4番】

やはりその被告人も同じ女性だということと、あと、普通の明らかにどこにでもいる善良そうな主婦であるということ、そして、その人が私たちの通常の幸せな生活を送っている人からは想像がつかないような、幼い頃から彼女自身が受けてきた人生ですか、それが背景にかなり強烈なものがあったので。通常ではあり得ない状

況があったので、被告人本人が行ったその密輸に携わったという事実は、事実なんですけれども、心情的に、他の方も含めて判断が下しづらかった。

そのことを無視すれば、普通には理解できることなので、明らかに犯罪行為と言いやすいんですけれども、とても難しかったと思うんです。

弁護人の方は、非常にそのことを考慮すべきだということを押してきている裁判だったので、ちょっと困りましたね。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。その争点について判断するということが、すごく難しいことだったのか、あるいはスムーズに判断できたことだったのか。その際に、どういうものが役に立ったのかというところなんですけれども。

**【5番】**

先ほどの件と重複するんですけれども、証拠としては、やっぱりメールのやりとりとかの内容と被告人の話のつじつまが合わなかったところが結構気になったのと、あと、例えば、自分たちが覚せい剤の密売人だったとしたらという想定を考えた時に、その条件でこの今の出ている内容というのがつじつまが合うのかというのをいろいろ考えた時に、やっぱり被告人のおっしゃっている内容は理解できないんじゃないかというところが、一つの話のキーになったかなと考えています。

ただ、その量刑を決める判断に関して、僕個人としては、結構ドライに言っていた部分はあったんですけれども、やっぱり裁判員裁判制度の良かったところかもしれないんですけれども、被告人もお子さんがいらっしゃるとか、もちろん主婦だという立場があったので、そこに関しては、やっぱり他の女性の方の御意見もあったりしてというところもありましたね。

**【司会者】**

最後のところは、量刑の話ですか。

**【5番】**

そうですね。量刑の判断も、ちょっと自分的にはドライに決めたんですけども、やっぱり他の方の意見も結構重要だったのかなど。立場が違っていればというものあるんですけども。

【司会者】

量刑の問題は、またちょっと切り離してというふうに思っております。

そうすると、今のお話ですと、自分をその場に置き換えてというようなふうに考えていけば、さほど難しい判断でもないということですかね。その当時、本人が分かっていたか、分かっていたのかということについては、証拠もあって、なおかつ自分をその場に置いてみて考えれば、普通はこうだろうというふうに考えやすい、そういうことだったということですかね。

【5番】

そうですね。覚せい剤の受取人側の立場とかというのを想定して考えたりというのが結構あったんですね。被告人が全く知らずに持ち込んだ場合だったら、覚せい剤の受取人はどうやって受け取ろうとするのかというときに、被告人が知らなかったら、今回のトランクのスーツケースが結構大きかったりしたので、それをかすめ取ったりすることは普通考えるのかとか、いろんな想定を考えたときにですね。

【司会者】

そういった発想というのは、検察官の方の論告で出てきているのか、あるいは評議の中で裁判官が、こういうことはどうでしょうねというふうに、あるいは裁判員の方の中から、こう考えてみたらどうでしょうねというような、どういう形でそういった議論というのは出てきていたという記憶ですか。

【5番】

そういう意味でいうと、結構、裁判員の中での話ですかね。

【司会者】

逆に言うと、検察官の論告の中でそういう指摘があって、検察官の言うことを、なるほどなというような印象でもないという意味ですかね。

【5番】

後から考えれば、そういうこともおっしゃっていたのかもしれないんですけども、ちょっとその時は全く気付けなかったというか、その中で、裁判員の中で話し合った中で、そこで一つ行き着いたのかなという感じはありましたけれども。

【司会者】

論告を見直してみると、同じようなことを検察官も言っていたんだなというのも、当事者の方からすると、言っているつもりなんだけれども、伝え方が良くないから、裁判員の人たちに伝わっていないという可能性がちょっとあるのかなと思ったんですけども。

【5番】

そうですね。そこを論点にして話し合ったのは、結構後半の方になってからでしたので、そう見ると、前半で話すべき内容だったかもしれないなというのはあるかもしれないですね。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方、いかがですか。被告人が分かっていたかどうかということ判断する時に、評議していく中で、検察官が指摘していること、あるいは弁護人が指摘していることというのは、それが評議のテーマになって、うまく進んでいったのか、あるいは、自分たちで知恵を出し合って、ああでもない、こうでもないという形で評議を進めていったという印象なのか。

【7番】

それを決める時に、また皆で裁判員で話しまして、それで、どうしようかということ、そこで初めて被告人のバックグラウンドがずっと出てきたわけです。結局、三、四年前からずっとだまされ続けていたと。それで、最後に「こういう仕事があるんだけど、8万ドルでどうだ。」ということで、結局、運び屋に仕立て上げられて持ってきたと。その時、たまたま近くにいたもう一人の男の人と一緒に来たと

というようなことですね。

【司会者】

そのバックグラウンドがずっとあるということは、被告人が荷物の中身を分かっていたかどうかという問題との関係では。

【7番】

それはずっとバックグラウンド、これはもう書類にさせていただきましたので、それをずっと読んでいくと、こんな前からいろんなことをやっていたんだと、いろんな投資の話をやらせて、お金を払わせたりとか、そのうちちょっとだけ返してあげる、もう要するに、あめとむちで、ずっと長いことやってきて、それで運び屋に仕立て上げて持ってきていると。そこで、やっぱり理解しましたけれどもね。

【司会者】

そうすると、その背景になっていることも、本人が分かっているかどうかということと関係していたんですか。

【7番】

結局、最終的には、要するに知っていてやったか、知らないでやったかというのは、争点にはもちろんなりましたけれども、そのバックグラウンドをずっと聞いてみると、やっぱり参考になるわけです。

【司会者】

そうすると、そういう証拠もある程度意味があったんだということになるわけですかね。

【7番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございます。

他の方はいかがですか。

【3番】

私どもも、ほとんど今のと似ていますよ。運び屋として仕立てられたというプロセスがあったですね。家族的な付き合いから始まって。そういうのを延々と語っていましたね。本人は、そんなふうには仕向けられたんだということを言っていましたけれども、置物の中に入っていたものを詰めたのは二人でやったとか、そういうことを言っていましたから。仕立て上げられていると自分では言っていたけれども、かもしれないという、何かそういうふうの一つのあれがあったのかなど。結局は、報酬がもらえると。だから、手伝った。家族的な付き合いからというようなことを言っていましたし、前科もあったし。何か2回ほど捕まって、3回目と言っていましたよ。

**【司会者】**

証拠がたくさんあれば、事実がたくさんあれば、そんなに難しい判断ではなかったということなんですかね。

先ほどちょっとおっしゃったのは、中身が薬物かもしれないというふうに気が付けば、それで有罪なんだよということですか。

**【3番】**

そうですね。そう言っていましたね。だから、本人も、そこで危ないと思えばやめればいい話で、あえて決行したわけですよ。だから、もう確信犯っていえば確信犯になっちゃうのかな。それで、前科があるというのもね。

**【司会者】**

その辺の判断は、そんなに難しくなかったということなんですかね。

**【3番】**

全然難しくなかったですね。

**【司会者】**

分かりました。ありがとうございます。

**【8番】**

検察官の論告については、すごくよく分かりました。争点がそこではっきり出て

きまして、最初の冒頭陳述の時は、何が何だかさっぱり分からない、聞くだけで精一杯でしたけれども、でも、論告の時は、ここがやっぱり争点だと自分なりの理解もできましたし、もし自分が被告人の立場だったらということとか、やっぱり争点はあれで間違いないなど、自分なりの理解ができました。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

一方、弁護人の方の弁論で何か印象に残っておられることってありますか。検察官の指摘はもっともだというふうに論告は聞けたということだったと思うんですけども。

【8番】

ちょっとやっぱり聞いていて、納得できないような、何かこじつけみたいなの、そんなところがあったような印象ですね。

【司会者】

そうですね。ありがとうございます。

【3番】

証拠の提示をした時に、置物と絵画があったんですよ。それは、展示物だといって持ってきたってことなんですけれども、扱いが雑なんですよ。展示するものであれば、丁寧に扱わなきゃいけないものを、もう無造作に新聞丸めるぐらいですから。弁論をやっていた時に、弁護人そのものがもう同じ考え、要するに、有罪みたいな感覚なのかななんて、話をしていました。

【司会者】

そういう決定的な事実というか、割と重要な事実が理解しやすく出てくれば、判断も容易にすぐできると、こういう話ですかね。

他の方は、いかがでしょうかね。

証拠調べ、それから争点についての判断というようなところを一通り伺ったところで、参加者の方から何かこれまでのところで御質問とか、更に聞いてみたいとこ

ろはありませんか。

**【築検察官】**

実は、裁判員の方々には海外旅行の経験があるかどうかとか、日本に入国する際の手続についてどの程度知識をお持ちなのかということ、検察官としては非常に気にしております。成田税関の方に関しましては、こういう密輸、禁制品についての摘発の関係に関して、手続をいろいろ工夫をしております、携帯品・別送品申告書であるとか、写真集であるとか、確認書を工夫して手続をしているんですね。海外旅行をたくさんしておられる方は分かりやすいのかなと思うんですが、全然行ったことがない方にも分かりやすいようにということで、今いろいろ工夫をして、いろんなパターンで幾つか作ったりして、統一していろいろやろうかなと思っているところなんです。特段何か分かりにくかったとか、ここをもうちょっと工夫した方がいいよ、ということがもしあれば、海外旅行を経験されている方も、ない方も、どちらでも結構なんです。おっしゃっていただければと思うんです。

というのは、一番最初の税関検査の手続の辺りというのは、証拠調べの最初の方に入ってくるし、税関職員の証人尋問の時に使ってくることになるので、それが分かりにくいと非常にストレスになるのかなと思っておりまして、改善できる場所がありましたら、改善したいと思っております。

御意見があれば、お願いしたいと思います。

**【司会者】**

いかがですか。

**【4番】**

今のは、作成してくださった資料の部分のことですか。

**【築検察官】**

はい。

**【4番】**

非常に分かりやすかったと思います。でも、何パターンかあるということですよ

ね。

**【築検察官】**

ええ。何かやっぱり分かりにくかったという意見が出たのに合わせ、ちょっと変えたりとか、いろいろしているのがあるので。

**【4番】**

でも、あれは、いろんな話が法廷でも入ってくる中、非常に分かりやすかったです。図で説明されていましてし、分かりやすかったと思います。あれがあって助かったと思います。

**【築検察官】**

ありがとうございます。

**【司会者】**

図で説明があったというのは、手続の流れですか。

**【4番】**

そうですね。流れですね。

**【司会者】**

他の方、いかがですか。税関検査の時の様子についての証拠ですよ。今、検察官から指摘があったように、多分最初の方で書類やら、あるいは写真やらで、ざあっと証拠調べする辺りだと思いますけれども。

**【2番】**

そうですね。僕の時も、そういう資料があって、自分も何回かは海外旅行をしたことがあるので、理解はしていたんですけども、今回の事件では、何箇国かに行き行って最後に日本ということだったので、それぞれの国でどういうことをやっていたのかというのが分からなくて、そこでも裁判員と裁判官で話をしたことはあるんですけども、結局、どこで積み込まれたとかというようなのが、そういう手続がはっきり分かっていたら、どうやってされているのかが分かっていたら、もっと分かりやすかったかなと思いました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

他の方、いかがですか。

**【7番】**

税関申告書に関しては、非常に良く出来ていると思います。言葉を話さなくてもあれを見せれば、要するに、チェックマーク入れるだけですから、分かりやすいと思いますね。入国審査は、日本人と外国人と分かれていますよね。日本人のところも同じようなシートを使っておられるんですか。

**【築検察官】**

携帯品・別送品申告書というのは、同じです。それで、言語がそれぞれ英語とかほかのいろんな言語があるというものになります。

**【7番】**

非常に分かりやすいシートかなと思いました。

**【築検察官】**

ありがとうございます。

**【司会者】**

ありがとうございます。

では、あと裁判官とか弁護士さん、いかがですか。何か御質問とかございますか。

**【出口裁判官】**

せっかくの機会ですので、ちょっと伺いたいんですけれども、余り判断に迷わなかったというような御意見もあったんですけれども、争点の判断ですから、判断材料というのは、ある程度なければ判断しようがないと。今回は、多分あったんだろうと思うんですけれども、逆に、こんな証拠があればいいんじゃないとか、当然裏付けるものがあるはずなのに出不ないとか、そんなふうに感じられたことがあったのかどうか。

**【司会者】**

難しい質問ですね。

**【出口裁判官】**

当然、こういう証拠があるのに、出てきていないのはおかしいんじゃないかと、もし感じられたことがあれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。

主に弁護人の話になるのかもしれませんが、被告人の言い分を裏付けるのに、こんな証拠があってもおかしくないのに出てきていないとか、だから、信用できないとか、そんなふうに思われたものがもしあれば、伺いたいと思います。

**【5番】**

多分、私が担当した事件に限ってだと思うんですけども、彼氏とか旦那さんとかという登場人物がいるんですね。ただ、その人物が証人として全く出てこない。やっぱり海外にいる人間なので、証人として出すのはもちろん難しいと思います。結局、被告人だけの話であって、その出てきている登場人物の話とかが分からない状況、証人として出てこないというところは、結構やっぱり一つネックだったのかなと感じます。

**【4番】**

私も、5番さんとちょっと似ているんですけども、やはりその被告人は恋愛感情を少々利用されているような事件であったんですが、出てこない特定の人物が一人いるんですけども、その人とのメールのやりとりのほかに、その人に多額の送金をイギリスの方でしていたという事実があるんですけども、それについての送金をした銀行間の、例えば受取りとか、その事実を表すコピーとか、そういうのが全然なかったんで、そういうのがないのねという話はちょっと疑問点として挙がっていたんです。その資料を、そこまでは結局、国内の法律なので、私ちょっと分からないのですが、海外のことまでは踏み込んで調べないのかなというものがちょっと疑問だったんですけども。罰せられるべき本当の悪い人の方というんですか。指図している方ですよね。被告人は、運び屋にさせられて、結局、刑を受けたわけですけども。出てこないもう一人の。

【司会者】

人たちがいる。

【4番】

はい。それが多額の金額なんですね。それがなかったのがちょっと、そこまで調べていただければよかったかなと思いましたけれども。

【司会者】

何か検察官からありますか。

【三田村検察官】

まさしくそういう話というのは、よく出る話でして、実際に弁護人の先生から弁論で検察官は巨大な権力を持っているので、国外捜査もすべきだという御指摘をされることもあるんですが、実は、国外で捜査をするというのは、海外の主権国家の主権に関わることなので、主権を海外の国で行使するということになるので、いろいろ法律上の問題があります。条約がありまして、その海外に対して捜査することに対して、その条約に基づいていろいろ手続をするということがあって、実際にそういう手続をとったりとか、海外の捜査機関を使って、3番さんの事件に関しては、確か前科の関係とかいろいろそういうこともやっているところなんですけど、そこを改善して、いろいろもうちょっと分かりやすい立証ということも、今、千葉地検では工夫しております。ただ、そういった密輸組織の関係というのは、いろいろ海外にいる人間が、例えばメールのアドレスについて自分にたどり着かないようにとか、いろんなことがありまして、努力はいろいろしてはいるんですけども、実際の法廷で出てくるものというものに関しましては、膨大な資料の中の一部ということで出しているということについては御理解していただいて、ただ、疑問に思うことについては言っていただいて、それをどう立証していくか、どう捜査を工夫していくかというのは、これからの課題でやっていかなければいけないと思っているところなんです。

【司会者】

確かに、評議中に今のような疑問が出てくることあるんですね。実際、考えていって結論を出そうとすると、「こういう点は、どうして証拠にないんでしょうね、捜査しているんですかね。」あるいは、「弁護人は、母国の方にコンタクトをとっているんでしょうかね。」というような。それというのは、なかなか審理をしている中では、手続の構造からいうと、両当事者に確認するわけにはいかない話にもなるんですよね。

ですから、私なんかは、評議の中でそういう話が出ると、推測になっちゃうかもしれないけれども、今、検察官がおっしゃったみたいに、「国外の捜査というのはなかなか難しいんですよ。」と。「ですから、そこまでできないんですよ。」とか、「弁護人ですから、恐らく被告人から連絡先を聞いたら、そういう連絡をとろうとはしている、したんだと思います。その結果としては、証人が呼べなかったというふうに理解せざるを得ないんじゃないですかね。」とかというふうに、解説を加えるんですけれども。

ただ、それが立証の中で、これについてはこういう事情があるので立証できなかったんだとか、証拠ができていないんだというようなことを、当事者の方で最初から推測して、何か証拠化する中で表していただくと、多分、判断する方は、そういう疑問にぶち当たらないで済むというところはあると思うんですけれどもね。

他に何かございますか。

#### 【吉田弁護士】

冒頭陳述や論告弁論のお話になるんですけれども、検察官は、多分、パワーポイントを使って、口頭でやられているような感じの方がほとんどだと思うんですけれども、弁護側は、いろいろばらばらだと思うので。要するに、口頭でやられたから分かりやすかったとか、逆に、口頭でやったけれども、何か準備が足りていないのか分かりづらかったとか、あとは、逆に、書面を読み上げていたんだけど、ゆっくり読んでくれていたような場合は、抑揚が効いていたので、そういう検察官みたいにパワーポイントみたいのはなかったけれども分かりやすかったとか、そうい

うような弁護側の表現について、何か思ったことがあれば、教えていただきたいなと思います。

**【司会者】**

いかがですか。冒頭陳述とか、あるいは弁論ですよ。この弁護人の弁論は、すばらしかつたとか、すごくよく分かつたというような、まず、そういう方に伺いましょうかね。この弁護人がすごく良かつたよということを書いていただけの方は、いないですか。

**【3番】**

冒頭に言いましたけれども、もう弁護側から始まれば、弁護側の言うとおりと、みんななびいちゃうんですよ。極端に言えば、なるほどな、やっぱり無罪かなみたいだね。それで、また今度、検察側から言えば、なるほど、うん、やっぱりそうだな。これは有罪だなとかね。だから、話し方一つで。証拠はもちろんなんですけれども、その証拠を裏付ける話ですよ。そういうことで、さっき言ったとおり、左、右とって、聞く度に無罪、有罪、こんな感じでしたよ。当初。

**【司会者】**

3番さんの事件の弁護人は、ですからある意味、うまく分かりやすくやられたということですよ。

**【3番】**

ええ、分かりやすかつたですよ。

**【司会者】**

それは、どの辺ですか。使つた書面なのか、あるいは、話し方なのか。

**【3番】**

話し方ですね。書面というよりも話だけで、ずっと見ていましたから、弁護人の雰囲気、態度、どういふものなんだろうという、もう興味心で最初見ていましたよ。初めてですから。そのうち今度、毅然とまた検察官からあつと来るわけですよ。女の人二人でしたけれども。その時に、またそれなりの。我々は、確かにこれだけ

のこと、証拠があれば有罪。それで、こうやりながら、なびいていましたよ。無罪、有罪。これ、全員じゃなくて私がね。

【司会者】

他の方、いかがですか。

【5番】

私が担当した時は、やっぱり弁護士の方も資料を準備していただきましたし、落ち着いてお話をしていただいたので、大変分かりやすかったですね。

あと、男性と女性の二人組だったんですけれども、変な話、心情的なところとか、例えば、主婦であるとか、そういう部分に訴えかける場合は、女性の方が御質問されてという形で役割分担をうまくされていたので、そういった意味では良かったのかなと思っています。

【司会者】

ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。むしろ、逆に、こういうところはちょっと頂けなかったなというようなところを辛口で結構ですので、指摘していただけると。

【7番】

すみません。弁護士の方にお伺いしたいんですけれども、国選弁護人と、普通の、普通と言ったらあれですけれども、自分でお願いした弁護人と、気合いの入れ方は違うんですか。

我々の時の弁護人は、国選弁護人だった。ちょっと若い人だったんですけれども、やはり書類を読んで、「こうでしたか。」と聞いて、「いや、違う。」と言ったら、次の質問、「こうでしたか。」と。ただ、ずっと一辺倒な感じで、あんまり気合い入れて感情的になって「こうでしたか。」とか、そういうのがなかったので、弁護人ってこういう話し方するのかないかという思いがありました。

【司会者】

ありがとうございます。

冒頭で、1番の方も弁護士の活動について、事務的にというようなお話がありましたけれども、やっぱりそれは、余り印象としてはよくないというところにつながるんじゃないでしょうか。

【1番】

そうですね。参加したのは1件だけですから。それだけの話で申し上げているので。私、最初に言ったとおりに尽きますからね。一般論としては、皆さん言っているとおりでしょうけれどもね。要するに、偏見があるわけじゃないし。

【司会者】

ありがとうございます。

今までは、ずっと事実と争いがあるという前提でお話を伺ってきましたが、今回皆さん方が参加された事件は、結局有罪ということで量刑の判断、刑の重さも決めていただいているわけです。最後に、その量刑について判断した時の、それが難しかったのかどうかというようなところを、お一人お一人ずつ、感想めいたもので結構ですので、お伺いできればなと思うんですけども、いかがだったのでしょうか。では、8番さんの方から行きますか。

【8番】

妥当だと思いました。みんなで話し合っただけ。

【司会者】

その中身の問題じゃなくて、そういう刑の重さを決めるということがすごく難しかったり、あるいは、負担だったり、ストレスだったり、どういうところが。

【8番】

ストレスまでは。

【司会者】

いらないですか。

【8番】

ただ、そういうのって初めての事だから、何が何だかさっぱり分からない。た

だ、裁判長さんがこういう前例を明示してくださって、大体このぐらいになるのが普通だというようなことをおっしゃってくださったから。

【司会者】

グラフか何かの話ですかね。

【8番】

そうですね。それで、みんなで自分なりの年数、刑を考えて、投票みたいなことをしたんですよね。それで、多数決で決めたんですけども。

【司会者】

結論の問題というよりも、そこまで考えていく上で、何かこういうところが難しかったとか、こういうことがあると、もう少しスムーズに行ったかなとか、そんなようなお話で結構だと思います。今のお話ですと、初めてのことなので、何をやるにしてもどうしたらいいのかよく分からないままだったというところが難しかったところなんですかね。

【8番】

そうですね。いきなり言われても全然分からないですね。

【司会者】

ありがとうございます。

7番さん、いかがですか。

【7番】

公判の中で、検察の方が12年と700万という数字を出してきたんですね。その後、みんなで評議して、覚せい剤でこんな量刑が長いのかと、一瞬ちょっとびっくりしたんですけどもね。それで、いろいろみんなと話し合って、それで刑を決めたわけです。決めた後に、我々に今、言われたように、棒グラフのあのデータを見せてくれたんですね。

【司会者】

決めた後にですか。

【7番】

決めた後です。決める前に見せたんじゃない、先入観があるんで、このくらいだったらこのくらいというのが、大体先入観で分かるじゃないですか。だから、みんなで評議して、年数とか罰金刑を決めた後に、「じゃ、今から、今までの事件について全部統計をとっていますから、グラフ見せますから。」ということで、あれは正解だと思います。最初にグラフを見せちゃうと、これだったらこのくらいかと、そういう先入観がありますから。全く知らない状態で、我々は、そうやって話し合っただけですから。

それで、見たら、我々が判断したのとぴたっと大体合っていましたね。だから、これは、正解だったんだなと思いました。

【司会者】

ただ、資料も何もなくて、何年ぐらいというのは、どういうふうに。

【7番】

それは、最初に言いましたように、検察側が12年、700万というのを出してきたわけです。それを聞いて、その後、みんなで評議して、「覚せい剤でこんな重いんだ。じゃ、これだとどのくらいかな。」ということで、みんなで話し合いましたけれども。

【司会者】

そうすると、検察官の求刑というのが一つスタートラインに。

【7番】

そうですね。一つあったわけですがけれども、そこでびっくりしたんですね。こんな重いんだと思って。それで、いろいろみんなと話し合っただけですけどもね。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

5番さん、いかがですか。

【5番】

さっきもちょっとお話しさせていただきましたけれども、やっぱりいろんな立場の方がいらっしゃったので、前例を基になんですけれども、それぞれの決められたものに則ってできたので、割と良い話合いができたんじゃないかなというふうに思っています。

【司会者】

前例を基にして、いろんな方のいろんな経験とかそういう話を踏まえて決めたということですか。

【5番】

はい、そうです。

【司会者】

ありがとうございます。

4番さん、いかがですか。

【4番】

私の方も5番さんと一緒です。ただ、私は、先ほどのみたいに、いろいろと彼女、被告人に対して、気の毒に思う部分が全体的にチームの中で多かったんですけれども、前例の表を見せてくださったので、それを見て、その後、みんな各自判断して、それぞれ意見を述べた感じなので、判断することは、今までの例を見ればしやすかったと思います。

ただ、判断した結論について、各自がちょっとストレスを感じたり、かわいそうに感じるというのはあったのかもしれませんが、判断自体は、やりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

3番さん、いかがですか。刑を決めるという場面での難しさですね。

【3番】

その時に、やはり、いろいろ意見出まして、みんないろんなばらつきがありますよね。その中で裁判官が必ず一人入らなきゃいけないとか、そういう話をいろいろ聞きまして、それで、いろいろあって、この判断が。これはしようがないですよ。その時に、表を見たりなんかして、うまくすり合わせするという形でこれが。

【司会者】

やっぱりグラフを見ながら、みんなで相談してというところで、そんなに難しい判断ではなかったということですよ。

【3番】

難しくなかったですよ。そういうふうな形でやってくれば。

【司会者】

分かりました。ありがとうございます。

2番さん、いかがですか。

【2番】

精神的なところでは、もう既に有罪というのが決まっていたので、後は、量刑を決めるだけなので、それほどストレスにはならなかったです。それも前もって資料を出してもらって、前例を出してもらってということだったので、それほどストレスではなかったです。

ちょっと記憶は曖昧なんですけれども、刑を決める時か、有罪、無罪を決める時はちょっと覚えていないんですけれども、確か2回やったのを覚えています。

【司会者】

数字を2回出したということですかね。

【2番】

何も情報がない状態で1回やって、その後に資料を見せてもらって、それでやったのを覚えています。

【司会者】

グラフや資料を見ないまま、まず数字を出して、それで、グラフを見た上で議論

をして最終的な数字を決めると。

**【2番】**

その方が、裁判員の中でも理解は深まったのかなと思います。

**【司会者】**

分かりました。ありがとうございます。

1番さん、いかがですか。刑を決めるということについて。

**【1番】**

量刑のところでは、私たちの議論では、なかなか終息しませんでした。それも最終日の一つ前のところなんですね。それと、意見を自主的に言われる方と、遠慮がちな人が最後まで色分けできていましたので、ちょっと裁判長、裁判官が大変だったと思いますけれども。

量刑のことについては、一度、みんなメモで裁判長に出してみようと提案したんです。それも最後から二日目ぐらいの時でしたね。多分裁判長もいろいろ苦勞されたんだと思いますけれども、そのグラフの他に、判例については、最終的に決める直前に裁判長の判断で示されて、それで、その後、改めて一、二時間議論した後、最終的な判断ですよということで、またメモを書きましたね。これは裁判員制度の問題、どうしても付いて回るんでしょうけれども、いろんな経験の人が来て、意見を積極的に言う人とそうでない人がいますからね。多分その辺りの進め方が難しいんじゃないかと、他人ながら心配していました。

**【司会者】**

ありがとうございます。

1番さんの事件は、最初におっしゃったみたいに、別の事件で、同じ覚せい剤の事件で、もう刑を受けていて、プラスもう一件という事件だったので、刑の重さをどうするのかというのは、もともと難しい事件なんですね。

**【1番】**

ゼロか1かの真実か否かというものよりも、7なのか8なのか9なのか、量刑の

点でね。そういうところに力点があったものですから、精神的な負担は、余りなかったんですけども、逆に、その判断が数量的に難しかったですね。

ただ、結論的には、主文が読み上げられて、通訳の方が本人に言った時には、納得していましたね。だから、結果的には、割合と良いところに落ち着いたなということ。自分では、結論は悪くなかったと思います。

**【司会者】**

分かりました。ありがとうございました。

ということで、ちょっと散漫な感じになりましたけれども、これであと一項目を残すまでということになりました。

本日は、この会を傍聴されている記者の方がいらっしゃるというふうに伺っていますので、ここまでのことで何か御質問とかがあれば、どうぞしていただければと思うんですけども、いかがですか。

**【朝日新聞記者】**

何名かの方がおっしゃったかと思うんですけども、通訳が入ったことによって、何かニュアンスとか、あとは通訳のやり取りがかみ合っていないだとか、そういう経験をされたことがある方がどれぐらいいらっしゃるのかなと思って、お聞きしたいと思います。

**【司会者】**

全部の事件が外国人の方が被告人の事件だったと思うので、通訳は必ず入っていると思うんですけども、通訳について、どういうふうに伺ったらいいですかね。

**【朝日新聞記者】**

ニュアンスが正しく伝わっていないとか、そういう違和感をどれぐらい覚えたか。覚えることが多かったか、少なかったか、その辺りを同時に聞きたいんですけども。

**【司会者】**

その通訳のやりとりについて、少し違和感なり疑問を持たれた方がいらっしゃる

かどうかですね。

まず、ちょっと挙手をお願いできますか。そういう方はいらっしゃいますか。

では、3番さんと7番さん。では、順次伺いましょうか。

**【3番】**

私の場合、先ほど言ったように、ドイツ人だったんですね。通訳の人、私らはもう先入観があるんですよ。もう完璧な人が務めてくるものだろうという考えがあるもので、正確に伝わっているんだろうというふうに思っていたら、先ほど言った、被告人がかなり騒ぐんですね。通訳でドイツ語を日本語に訳して、今度、弁護人がまずそれを言ったり何かして、それをまたドイツ語に訳すと。被告人は、「私の言ったことが正確に日本語になっていない。」ということをはっきりと言っているんだけど、これもまたドイツ語で言っているんで。でも、またそれをそういうふうに言っていますよと通訳は言わないんですよ。正確に日本語が伝わっていないからいら立っているなんて、通訳の人は言わないんですよ。

**【司会者】**

3番さんの事例は、ちょっと特殊な事情があるので、今聞かれていることとうまく合わないかなという気はするんですけどもね。

**【3番】**

そうですか。どっちにしても、正確に伝わっているか、伝わっていないかというのは、私、はっきり分かりませんが、本当はほとんど伝わっているんじゃないかなと思うんですけども、騒ぐから。

**【司会者】**

伝わっていないんじゃないかなというふうに思った場面があったということですね。

**【3番】**

だから、こちらもちょうと混乱するところですよ。

真に受けて、伝わっていなかったということは言えないと思うんですけども、

被告人だって必死ですよ。

【司会者】

はい、ありがとうございます。ちょっと特殊な事情があるみたいなので、7番さんいかがですか。

【7番】

私どものときには、アメリカ人の女性が通訳で入っていました。だから、もちろん英語はもちろんなんですけれども、日本語に訳す時に、ちょっとおぼつかないなという感じは受けました。それで、検察官の質問がちょっと難しい言葉になると、「もう一回言ってください。」と言うので、「じゃ、いいです。質問変えます。」と、簡単なワードで検察官が質問をするんです。そういういきさつもありました。

【司会者】

通訳人の方のむしろ日本語のコミュニケーション能力の方ですよ。

【7番】

そうですね。ちょっと難しい言葉をすぐパソコンで英語に訳して、それを言っていましたけれども、完全に、この人、日本語に訳しているのかなというのは一応ありました。

被告人がたまたまベトナム系のアメリカ人、もう一人がスペイン系のアメリカ人だったんですね。完全な母国語じゃないのかなという気もちょっとはしたんですけれどもね。スペイン語とベトナム語とか、そういうのが必要だったんじゃないのかなという気はしましたけれども、「英語で大丈夫ですか。」と言ったら、二人とも「大丈夫です。」と言うので、英語の通訳が一人付きました。

【司会者】

ありがとうございます。いかがですか。よろしいですか。

それでは、最後に、皆さん方から、裁判員あるいは補充裁判員として務められた負担感などについて、お聞かせいただければと。今後、裁判員、補充裁判員になれる可能性のある方々へのメッセージみたいなものも併せて、お一言ずついただけ

るとありがたいかなとに思います。

### 【1番】

裁判員制度になって、私は、全体の運営に賛成なんですけれども、何人かの今日の参加者の意見があって、全体像を把握するのに時間が掛かったというのがありましたよね。資料も多い、少ない、この辺を限られた日数と時間で割合といいところまで落ち着かせるには、最初の日とか二日目とか、情報の伝達だけじゃなくて消化するところまで、時間をそちらの方にシフトしたら、あとはやりやすいのかな。トータルとして同じ時間、そんなふうに感じました。僕らも、やっぱり三日目ぐらいにならないと、議論が始まらなかったものですから。これは、周囲の準備というよりも、運営の時間の活用だと思いますね。

あとは、全体の負担感とか、自己のいろんな問題とかは何もありませんでして、むしろ、理解というか臨場感がありましたから、非常に参考になるし、有意義だったと思います。

他の人にも、どうしても許される範囲でちょっとしゃべっちゃうことがあるんですね。でも、それは裁判官から先に言われていて、ここまではいいですよ、それ以上はだめですと、こういうのがはっきりしていましたから、その上でなんですけれども。やっぱり一般の参加していない人にも、ある程度啓蒙になるのかなと、結果的にね。この制度は、基本的には良いと思います。

### 【司会者】

どうもありがとうございます。

2番さん、お願いします。

### 【2番】

守秘義務のことなんですけれども、ちょっと自分の認識がいまいちで、どこまでみんなに話していいのかというのがはっきり分からなかったの、職場に対しても余りみんなには言っていなかったんですね。なので、ちょっとそこで「何で休んでいるんだ。」みたいな話をされたことはあるんですけども、ちょっとその辺りが初

めから言っていていいということが分かっているならば、もうちょっと仕事に対しては、やりやすかったかなと思いました。

あとは、1番さんが言ったことでもそうですけれども、やっぱりこれって裁判が始まってからじゃないとできないことなんですよ。事前にどういう事件なのかというのを、話を受けることは難しいんですか。

**【司会者】**

今のところ、呼出しをさせていただいている段階では、事件名とかは、伏せて伝えていないんですよ。それで、来られた時に初めてということで、そういうやり方を今のところやっているんですね。

**【2番】**

そうですね。やっぱり何も情報がない状態で始まっちゃうので、ちょっと初めは、理解するのが難しかったですね。

**【司会者】**

その辺に工夫があればというところですかね。

**【2番】**

はい。法的なこともそうですし、この事件に対してもそうですし。

**【司会者】**

どうもありがとうございます。

3番さん、いかがでしょうか。

**【3番】**

この裁判員というのは、私の職場で上司で一人経験しているのがいたんですよ。東京で経験して、去年3月かな、転勤してきたんですよ。それで、今度私が裁判員で行きますよって話になった時に、事前にこういったことで、いろんなやっていること、やっちゃ悪いこととか、許されること、許されないこと。それで、許されることは、写真を撮れるよと。それで、記念に撮ってきたり。服借りて、服着させてもらって、裁判席に座らせてもらって、勢ぞろいで、勢ぞろいといっても裁判官、

裁判長含めて3人、それで私で記念に写真を撮らせてもらったりと、こういう意外と固くはないんだなという話があって、それで、職場で裁判員の話をちょっと聞かせてくれというので、その上司も入って懇親会をやったんですよね。そのときと、この守秘義務について知ったふりをする人がやたらと多くて、「それ言っちゃいけないんじゃないの。それまずいけないの。」と言うので、「出たこともない、聞いたこともない人が何でそんなことまで知っているの。」と聞いたら、「守秘義務だから。」と。今、言った上司と私と二人でいろんな話をしながら、これは言っていないんだよ、これは言っちゃ悪いんだよとお互いに意見を修正しながら、話をしました。この量刑のこの判決文、これについては、「これは絶対だめだろう。」とみんな言っているんですけれどもね。こんなのは、よく新聞に載っていますよね。

【司会者】

判決の中身は大丈夫なんですね。

【3番】

もう量刑決めたところの話とか、評議室での話というのは、ほとんどはできないなということで、ただ、写真を撮れるなんていう話に対しては、「いいんじゃないの。」、「俺もやりたい。」と手を挙げている人、何人もいましたけれども。運、不運だから、「あんただめ。」なんて私、言ってきましたけれども。

【司会者】

是非、今後もPRをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

4番さん、いかがですか。

【4番】

何をしゃべっていいのかわからなくなっちゃったんですけれども、2点ございまして、守秘義務はやはり皆さんがお話をもう既に一杯されているので、十分伝わっていると思うんですが、私、ちょっと学校のPTAの執行部みたいなものに入っていて、しょっちゅう学校に、もう毎日行ったりみたいな、主婦でこんなにいる学校に行かなきゃいけないのかなというぐらい忙しいんですけれども、やっぱ

り主婦としての負担感というのもあって、あと、守秘義務の方ですよ。そうすると、裁判員になったという事実を言わないと、休んでいて、変に思われますよね。

【司会者】

先ほどの2番さんと同じですよ。

【4番】

それです。それで、それを主要なちょっとトップの方の人に言ったんですけども、そうしたら、それがちょっと知れ渡って、「それって言っちゃいけないんじゃない。」と、いまだにやっぱり。私もそれに対して本を頂いたり、見るまで分からなかったもので、ちょっと国民に余り広く認識されていないんじゃないかということと、その裁判員になったこと自体も言うことがいけないことなのに、あの人、言っているみたいな感じで言われているような感じがちょっと知人から聞いたので、「それはいいのよ。」と言ったら、お友達が「それは言っているのよ。」とみんなが言ってくれたので助かったという点があります。ちょっと認識が薄いのではないかと、それによって参加する人がよく思われたいということがないような啓蒙活動が必要じゃないかなというのだけ。

あと、やっぱり負担感は、男性でも家庭のことをしていらっしゃる方はいると思うんですけども、うちは主人の帰宅が毎日午前2時過ぎとかなんですよ。私も睡眠が大体4時間ぐらいという感じで、双子の子供を見ているので、やっぱりちょっと厳しさはあります。家事というのは、終わりがないので、それがやっぱり事実としてはあります。いつも走って帰るみたいな感じですけども、はい。

以上です。でも、経験になって良かったです。ありがとうございました。

【司会者】

ありがとうございます。

5番さん、お願いします。

【5番】

守秘義務に関しては、今、4番さんがうまくまとめていただいたように、やっぱ

り守秘義務という言葉が重いとか固いとかというところがあるかと思うんですけども、結構誤解されているのかなというようなところがあって、自分が裁判員になりましたと言ったことに対して、それは言っちゃいけないんじゃないかという意見が多くあるので、そこら辺の認識を少し変えてもらうだけで、周りの環境とかも変わっていくんじゃないかなというふうには、率直な意見として思いました。

裁判員としての負担感についてですけども、良い経験をさせていただいたので、その事件の性質によってストレスの負荷って違うとは思うんですけども、是非、呼ばれた方は積極的に取り組んでもらえればなというふうに思っています。

#### 【司会者】

どうもありがとうございました。

7番さん、お願いします。

#### 【7番】

まず、裁判員になってよかったと思っております。まず、60人呼ばれた時に、私、裁判長に聞いたんですよ。60人の中に、例えば、手を挙げてでもやりたいという人がいるんじゃないか、まず挙手してもらって、例えば8人選ぶなら、5人挙手したらあと3人でいいんじゃないのと、おかしいんじゃないですかと。我々はどう後がないですから。もうあと5年ぐらい、一応70歳以下になっていますよね。だから、あと5年ぐらいしかないの、もう早くやらないとやる暇がないじゃないかということでしたんですけども、言われていることは分かりますけれども、一応そういう決まりですからということだったんですね。たまたま私、60人の中から、補充でしたけれども選ばれて、非常に良かったと思っております。それで、私の一つ前の女の子が30前の女の子だったかな。すごい感受性が強くて、すごいストレスがたまっているというか、「被告人が夢に出てくるんですよ。」と。そこまで考え込んでいらっしゃるんですね。だから、ある程度事務的にやらないとしようがないんだよということはおききましたけれども。また来年も選ばれたら、またやってみたいと思っております。よろしくお願いします。

【司会者】

どうもありがとうございました。

最後に8番さん，お願いします。

【8番】

私も大変勉強になりました。特に裁判員の皆さんと，それから裁判長，裁判官の皆さんで，最後は人間性だなというような，固い気持ちが完璧に最後はほぐれることができ，それが何よりでした。裁判所というのは，やっぱり人があれなんだなということをつくづく感じて，とっても良い経験をさせていただきました。だから，話が来たら断らないで，良い経験をしてほしいと思います。

【司会者】

負担感の方は，いかがですか。何か負担に感じたようなところというのは。

【8番】

ええ，最後はすっかりとれました。

【司会者】

途中はすごく何かストレスだったりしたけれども，ということですか。

【8番】

ええ。もうすごかったです。疲れて。

【司会者】

そうですね。どうもありがとうございました。

進行の不手際で，大分時間の方を超過してしまいましたけれども，一通り用意していたところをお伺いすることができました。長時間，ありがとうございました。

ここで今日，皆さん方から頂いた意見を，裁判所，検察庁，それから弁護士会，きちんと胸に受けとめて，今後の裁判員裁判をうまく運営していきたいというふうに思います。

本当にどうも皆さん，今日はありがとうございました。